

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名 よこはまサーキュラー指標策定等業務委託

2 履行期限 契約の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所 横浜市、受託者事業所

4 技術者配置

本業務の履行期間内に、一級建築士の資格を有する技術者を配置すること。なお、技術者は、受託者の組織に所属していること。

5 業務目的

横浜市では、持続可能な社会の実現に向けて、公共建築分野において、リサイクルやリユース、分解・解体のしやすさ等を考慮した「サーキュラー設計」に新たに取り組むとともに、天然素材である木材の積極的活用を進め、「サーキュラー建築」を率先して推進します。

本業務では、建築物のサーキュラー貢献度等を評価する「よこはまサーキュラー指標」の策定、解体しやすい設計手法の検討、廃材再生利用の仕組みの検討、木材利用を拡大するための木造化方針の策定を行います。

今後の公共建築物の設計に適用させ、本市のスタンダードを構築することで、事業者や市民も含めて、循環型社会への移行を目指します。

6 業務内容

業務に取り組むにあたっては、以下の全ての項目において、先見性や技術的視点を持ち、調査・検証などを行い、サーキュラーへの効果、実現性、実用性を十分考慮して取り組むこと。

(1) よこはまサーキュラー指標の策定

建築物の解体のしやすさ、リサイクル材の使用率、長寿命性、更新性、可変性など、建築物のサーキュラーの貢献に資すると想定される項目の選定、及びそれを数値化して評価する指標を策定する。設計者が使用することを想定し、項目毎に具体的かつ客観性のある評価基準を定める。必要に応じて、策定の過程において、有識者等へのヒアリング等を行うものとする。

(2) 解体しやすい設計手法の検討

資源の有効活用や廃棄物の削減効果に優れ、かつ、新築時及び解体時の施工性等にも配慮した、解体しやすい設計手法を検討する。将来の標準仕様化を想定し、主要構造部、内外装、設備等の項目毎に検討し、手順や手法を分かりやすく表現するものとする。

(3) 廃材再生利用の仕組みの検討

建築物の解体時等にダウンサイクルされている建材や、廃棄処分されている建材の再生利用の可能性を検証する。

また、建材の解体方法や分別、運搬、回収、再生、流通等の実現性を考慮した、水平リサイクルのための仕組みを検討する。さらに、直近の大規模改修案件での実証を想定した検討も行う。

(4) 木造化方針の策定

平成 26 年～令和 4 年に改正された建築基準法を踏まえ、建築物の立地（防火指定の有無）や規模、階数、高さ、用途などに応じた木造化の法的要件を整理し、図表等を用いて分かりやすく表記する。また、この法改正を活用して木造化した場合のコストや建築計画の合理性等の検討を行い、実現性の高い条件を提案するとともに、その条件に当てはまるものは原則として木造（混構造を含む）とする方針を策定する。なお、この方針は建築主が使用することを想定し、各項目の条件を基に容易に木造化の判断ができる方針とする。

7 関係法令及びガイドライン等

本業務委託履行に際し、以下の関係法令及びガイドライン等を参考にすること。

- (1) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (2) 成長志向型の資源自律経済戦略
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (5) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (6) 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例
- (7) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- (8) 横浜市の公共建築物における環境配慮基準
- (9) 公共建築物構造設計の用途係数基準
- (10) 横浜市建築局建築工事特則仕様書
- (11) 本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領
- (12) 横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針
- (13) 横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関するガイドライン
- (14) 建築基準法
- (15) 建築基準法施行令
- (16) 建築基準法施行規則

8 成果品

- (1) よこはまサーキュラー指標及びその報告書
- (2) 解体しやすい設計手法の検討報告書
- (3) 廃材再生利用の仕組みの検討報告書
- (4) 木造化方針及びその報告書
- (5) 打合せ議事録
- (6) 上記報告書等の電子データ（PDF 形式及び編集可能な電子データ）
- (7) 上記報告書に使用した電子データ一式（jpeg、PDF 又は CAD 等）

9 概算額

業務委託価格は、10,000 千円（税込）を限度とする。

10 その他

- (1) 本業務委託契約は、予算の成立が前提となり、横浜市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関してはプロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議の上、行うこととします。
- (3) 成果品については、横浜市に帰属するものとします。